

データサイエンスセンター規程

(趣旨)

第1条 新潟リハビリテーション大学（以下「本学」という）にデータサイエンスセンターを置き、その構成および運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 データサイエンスセンターは、新潟リハビリテーション大学における数理・データサイエンスに関する教育基盤を整備する目的、他大学との数理・データサイエンス教育に関する連携を促進する目的、学内の諸部門のデータ解析の支援・研究と人材の育成を目的とする。

(業務)

第3条 データサイエンスセンターは次にあげる業務を行うものとする。

- (1) 本学の特色を活かした数理・データサイエンス教育プログラムの開発、改善および支援を行う事業。
- (2) 数理・データサイエンス教育強化拠点コンソーシアムの連携校としてFD活動や会議の参加を通じて他大学と連携し、数理・データサイエンス教育の普及と促進を図る事業。
- (3) 学内の様々な部局における数理・データサイエンスに関連する課題解決の提供、人材育成の促進を図る事業。
- (4) データサイエンス教育研究の遂行および支援。

(データサイエンスセンターの組織)

第4条 データサイエンスセンターは、本学の教職員から選ばれたセンター長およびセンター員によって組織する。

(センター長)

第5条 データサイエンスセンターにセンター長を置き、学長が指名する。

- 2 センター長はデータサイエンスセンターの業務を総括する。

(センター員の任期)

第6条 センター員の任期は2年とし、補欠として選任された者の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 前項のセンター員は再任されることができる。

(意見聴取)

第7条 データサイエンスセンターは、センター長が必要と認めた場合はセンター員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(情報セキュリティー委員会)

第8条 データサイエンスセンターの基本方針および重要事項を審議するため、情報セキュリティー委員会を置く。

(その他)

第9条 この規程に定めるものの他、情報セキュリティー委員会の運営等に関し必要な事項は別に情報セキュリティー委員会規程として定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、情報セキュリティー委員会の議を経て、学長が行い、理事会に報告する。

附則

この規程は、2021年 4 月 1 日から施行する。